

平成29年4月21日

参議院本会議

「農業競争力強化支援法案」に対する質疑

民進党・新緑風会 田名部 匡代

民進党・新緑風会の田名部匡代です。私は会派を代表し、ただいま議題となりました「農業競争力強化支援法案」につきまして質問いたします。

冒頭、18日に経済産業大臣政務官を「一身上の都合」で辞任した中川俊(とし)直(なお)衆議院議員について触れざるを得ません。報道されている内容が事実とするならば、国会議員として以前に、人としてあるまじき行為です。一人の女性として、一議員として、このような行為を認めるわけにはいきません。

また中川議員はフェイスブック上で報道内容の一部を否定していますが、国会議員は国民の負託を受けており、どこかのご夫人のように、フェイスブックで見解を表明して逃げるということは、許されません。国会議員は、国民の前で自らの言葉によって、説明する責任があります。説明責任を果たそうとしないその姿勢も、認められません。

このような人物を経産大臣政務官に相応しい人物であると考えていた安倍総理の任命責任はもちろん、国会議員として相応しいと考えていた鑑識(かんしき)眼(がん)を疑わざるを得ないことを冒頭、訴えさせていただきます。

(はじめに)

本年3月、東日本大震災の被災地を訪問した際に出会った女性が「この6年、仕事で気を紛らわせながら一日一日を過ごしてきました」とおっしゃっていました。人々は今なお笑顔の裏に悲しみや苦しみを抱えながら過ごしておられるのです。私たちはその目に見えないことに対しても、心を砕き、希望を一つ一つ積み上げていかなければなりません。

しかし、復興を担当する今村大臣は、自主避難者の方々に対し「自己責任」だとおっしゃいました。心にはないことは口から出ません。「裁判でもなんでもすればいい」という言葉から伝わってくるのは、「不満なら訴えればいい」という大臣の本音です。私の地元青森県にも福島県から自主避難された方がいます。子どものことを考えると不安で、すべてを捨ててくるしかなかったとご家族で移住されたのです。

たとえ抱える苦しみがあったとしても、それを全身で受け止めてくれる人がいるとき、時に人は救われた気持ちになり、頑張る力が湧いてくることもあるの

ではないでしょうか。しかし今村大臣の言葉は被災者を傷つけるものでしかありません。しかもそうした心無い言葉に、子どもたちは敏感に反応し、更なるいじめに繋がっていくことすら想像もできていないのだと思います。被災者の気持ちが少しでもおわかりになるなら、いま大臣の取るべき行動は一つ、辞任であります。

安倍政権では失言、暴言、ウソかホントか記憶を消したり書類を消したりと、すべてが国民を愚ろうするものであり許すことはできません。また森友学園も疑惑を残したまま、あらたに加計学園の問題も浮上しました。獣医師は、家畜伝染病への対応を担う畜産業の安定的な発展には欠くことのできない存在であり、この加計学園の獣医学部新設の件は、経営の維持・発展に努めておられる畜産や酪農を営む方々にも深く関係することでありますので申し上げます。

国家戦略特区の議事録を見ても、いつ、だれが、どこで決めたのかは全く不透明です。なぜ加計学園に決まったのか、いつだれが獣医学部設置を一校と定めたのかも非常に不明確です。わが党の桜井議員から、過去に国家戦略特区で設置を決めた医学部と同様の、関係省庁からなる合意文書はあるのか確認したところ、あるとかないとか言いながら、後に提出されたのですが、作成日は確認できません。委員会質疑で作成日を確認できるデータの提出を求められたことに対し、松本内閣府副大臣は「プロパティデータも含めて提出する準備をする」と答弁されました、しかしその後の委員会では「出せない」と答弁が変わりました。山本地方創生大臣、提出していただけないでしょうか。出せないというのであればその理由をお伺いいたします。

(獣医師の現状と獣医学部新設の経緯)

獣医師に関する所掌事務は農林水産省でありますから、山本農水大臣にお伺いいたします。農水省はこれまでも獣医師の確保、地域偏在などに取り組んでこられたはずですが。そして「偏在はあるものの、獣医師は不足していない」との認識を示されております。そうした現場の状況を、国家戦略特区諮問会議で伝えてこられたのでしょうか。またここにはもう一つ問題があります。加計学園の理事長は安倍総理にとって心の奥で繋がっている友人であると報じられていることです。非常に不透明な決定に対し、その個人的な関係が国家戦略特区の認定に影響したのではないかということも懸念いたしますが、その点も含め、どういう経緯で決定されたのかお答えください。

それでは今回提出された法案について順次お伺いして参ります。

(農業資材の集約について)

本法案は、「事業再編または事業参入を促進するための措置を講じ、農業者による農業の競争力強化の取組を支援することで、農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与する」ということが目的とされています。しかしながら、事業再編等の取り組みが、本当に農業者の所得向上につながるのか、全く見えてきません。

農業資材のコストを下げ、農業所得を向上させることには反対致しません。ただ、その方法として肥料や配合飼料を念頭に、銘柄を集約することが規定されており、政府は「生産性の低い工場が乱立し、多品種少量生産となっていることで、生産資材価格の高止まりが起きており、これを引き下げる必要があるのだ」と主張しています。本当にそうでしょうか。業界の再編や事業者数の整理で、数が減少すれば、寡占状態となり、競争原理が働かず、逆に価格の高騰を招くことになるのではないのでしょうか。市場原理からしても、それが常識的な考え方なのではないかと思いますが、大臣のご所見をお伺いいたします。

また「銘柄が著しく多数であるため、生産規模が小さく、事業者の生産性が低いものについて基準の見直しや集約の取り組みを促進する」旨の規定が設けられています。生産性が低いと一括りにしていますが「生産性が低い」とは、どのような基準によって定義されているのでしょうか。たとえば肥料など、多品種かつ少量生産となっているものについては、それぞれの土壌にあわせた、きめ細かなニーズがあるからこそ、多様な銘柄が販売され使用されているのです。そもそも農業者のニーズと合致しなければ、商品として成り立たないのではないのでしょうか。それを一概に「生産性が低いもの」と切り捨てることは、いかがなものかと思われませんが、この点について、農林水産大臣の見解をお尋ねします。

(農業生産関係者の努力規定について)

農業者の所得向上のために、農業生産関連事業者の努力義務が定められていますが、関連事業者は民間企業であり、当然競争の原理の中で努力をしています。しかしながら、あえて努力規定を設けたということは、関連事業者はこれまで良質かつ低廉な資材供給や、流通の合理化を行ってこなかったという意味なのではないでしょうか。この努力規定でどのような取り組みが期待できるのかご答弁願います。

次に「農業者は有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じ、農業経営の改善に取り組むよう努めよ」という、農業者の努力規定も設けられています。この一文に対しては、農家の方々から、農家を見下しているのかという声が上がっていることを大臣はご存知でしょうか。農業者はこれまで必要な農業資材を選択し、良質な農産物を提供する努力をされてこられたと思いますが、農家の努力が足りないということなののでしょうか。具体的にどのような努力をすればいいのか、お聞かせください。

また「農業者の組織する団体は農業者の所得の増大に最大限の配慮をするよう努める」ということについてですが、ここでいうところの「農業者の組織する団体」というのは、主に農業協同組合のことを指していると思われませんが、その解釈で間違いはないでしょうか。

そうであるならば、農協については、すでに農業協同組合法第7条第2項において、「事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」と定められており、あらためて法定化する必要性はないと思われまます。本法案の根拠となっている「農業競争力強化プログラム」においては、農協に対し、組織体制や人事のあり方にまで口を出し、数値目標や計画の策定を半ば強制的に求め、その「フォローアップを行う」ことが決められました。この第5条に記された努力義務によって、国による農協への過剰介入にお墨付きを与えるものとはならないか危惧しております。協同組合原則にもとづき、相互扶助と共助の精神にもとづく活動をしている農協に対し、過剰な介入は厳に慎むべきだと考えますが大臣の見解を求めます。

(農業機械業界の再編)

農業機械の分野について、政府は国内出荷額全体の8割を大手4社が占めており、寡占状態にあることで価格が高くなっていると説明され、法案には事業再編や事業参入の規定が設けられています。しかも、価格を韓国とのみ比較し、日本は海外メーカーとの競争がないことで高いのだとも指摘されておられました。国際的にビジネスを展開する海外企業を参入させたいとの意図があるのではないかと感じます。そこでどのように事業参入をすすめる、どの程度の参入を見込んでいるのか、また農業機械業界において外国資本企業が一定のシェアをしめるようなことも想定されているのか答弁願います。

(農産物流等事業に係る事業再編、事業参入の促進について)

次に卸売や小売事業、また農産物を原材料として使用する製造や加工事業に対し、効率化や生産性の確保のために、「適正な競争の下で」事業再編、参入を促進するとの規定について伺います。いったい「適正な競争」とはどのようなものでしょうか。また、民間企業に対し法律で事業再編や参入について促進させようとしているわけですが、これに国はどうか関係するのか、そのことによってどう農業所得の向上につながるのか、答弁願います。

あわせて農業競争力強化プログラムでは、卸売市場を抜本的に見直すとしておりますが、卸売市場の果たす役割は非常に大きいと思います。政府として流通に係る卸売市場の抜本的見直しということについて、どうお考えなのか、また流通等事業に係る環境整備に対する必要な措置とは、いったいどのようなものなのか、ご答弁ください。

(農業者戸別所得法制度について)

現在、自給率向上を旨とした食料の安定供給の確保という農政の重要課題への対応は危機的な状況であります。いま生じている危機に対して、政府は、有効な手立てを講じているのでしょうか。農林水産業には一産業として以外の大きな役割もあります。しかし競争だ経済だと、家族経営を切り捨てるような政策を推し進めているように思えてなりません。過去の民主党政権が導入した農業者戸別所得補償制度は、農業の衰退に一定の歯止めをかける役割を果たしました。しかし安倍内閣は、これを平成30年には廃止する予定です。こんなことで、わが国の食料安全保障や自給率の向上、また食の安全・安心を求める全国の消費者の期待に応えることなどできるのでしょうか。

民進党は、すべての販売農家を対象とする農業者戸別所得補償制度を法制化する議員立法を衆議院に提出しております。我が国の農業を再生し、持続可能なものとし、競争力をつけるためにも必要だと考えます。農業競争力強化というのであれば、まずこの法案こそ国会で論じられるべきであると私は考えますが、政府・与党はまったく議論の対象にすらしようとしません。なぜ議論すらしようとしないのか、農林水産大臣の見解をおたずねします。

(農林水産行政の課題と未来像について)

私の地元青森県も、農業漁業に多くの方が携わって生活をしています。地方にとって一次産業は地方経済そのものを左右し、衰退すればドミノ式に地域全体を崩壊させていくこととなります。しかしながら、地方創生を担当する山本特命大臣は、今年2月 規制改革推進会議 農業ワーキンググループの会合

で、「農地規制が地方創生の最大の障害だ。稼ぐための施設をやるにも規制があって一番いいところが使えない」とおっしゃっています。全く地方のことをご理解いただいていないと思います。この発言について、山本地方創生大臣の真意をお伺いいたします。

最後に、有識者といわれる人たちにより、大臣も関係省庁も、国民の代表である国会議員さえも超えて、現場を無視した政策が作られていくのであれば、議員の存在意義はありません。私たち民進党は地方の声、現場の声を大切に政策提言をして参りますこと申し上げ質問を終わります。